

やまぐち教育応援団

1 「やまぐち教育応援団」とは

社会全体による教育、人材育成を推進するため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体を登録・認証し、子どもの様々なキャリア教育、体験・学習活動の充実・活性化を図るため、「やまぐち教育応援団」制度を設置し、平成20年10月1日から運用を開始した。

平成23年4月1日から、学校を支援する仕組みをさらに充実させるため、学校サポートバンクと一本化し、地域人材等の登録を可能にした。団員は、4,999事業所等（平成26年2月1日現在）である。

2 制度の概要

(1) 団員の登録等

「やまぐち教育応援団」の趣旨に賛同し、申請を行った事業所・地域人材等を団員として登録する。登録期間は3年間とし、以後は自動更新する。ただし、次に掲げる事業所・地域人材等は対象外とする。

- 法令等の規定により子ども、若者等の立入りが規制されている事業所・地域人材等
 - 宗教又は政治活動を主たる目的とした事業所・地域人材等
 - 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある事業所・地域人材等
 - その他「やまぐち教育応援団」としてふさわしくないと認められる事業所・地域人材等
- また、団員に登録されると、次のような特典がある。
- 事業所等の活動において、「やまぐち教育応援団」の名称及びロゴの使用ができる。
 - 団員の事業所等情報、活動分野と具体的な活動内容、事業所等の特色等を「やまぐち教育応援団」のウェブサイト (<http://shien.ysn21.jp/ouendan/>) に掲載し、県民に紹介できる。
 - 団員が開催する事業所等内での教育関連講座への講師派遣を教育委員会事務局に要請することができる。
 - 政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度への登録が可能となる。

「やまぐち教育応援団」のロゴ「ええるくん」

- ・公募審査を経て現在のロゴを決定。
(平成20年7月15日)

・愛称の由来

「やまぐち教育応援団」に登録した県内事業所の支援を受けて、子どもたちが元気に、未来に向けて育ててほしいという願いを込めて、メールを送るの「ええる」と山口弁のいいという意味の「ええ」から命名。



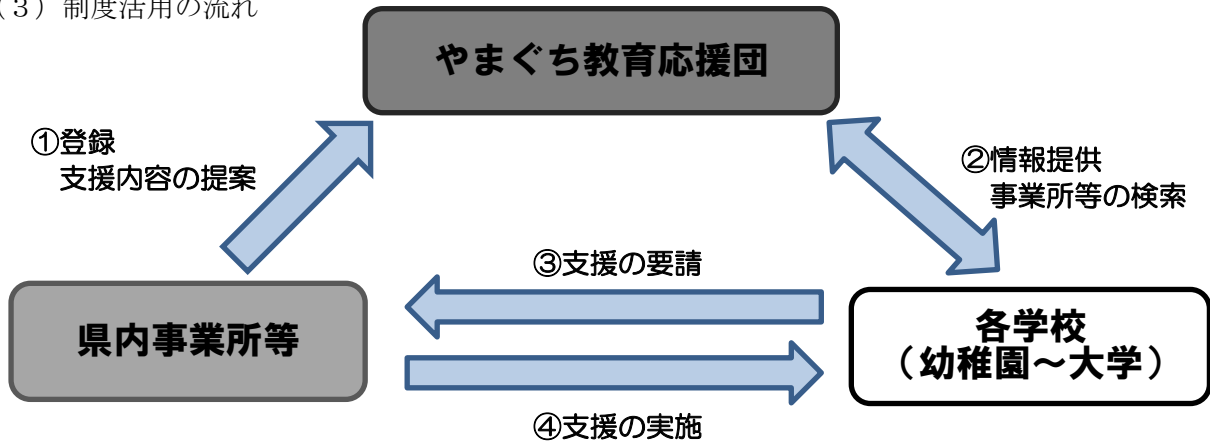
(2) 団員の活動内容等

学校等は、事務局がウェブサイトにおいて提供する団員の支援活動情報を参考に、団員へ支援活動の依頼を行い、団員はその依頼に基づいて支援活動を行う。活動の内容は、以下のとおりである。

- 子ども、保護者等を対象とした体験イベント、学習講座等の開催
- 子どもの職場見学、就業体験等の受入れ

- 学校等への講師・指導者の派遣
- 教員研修への講師の派遣や企業研修・体験での教員の受入れ
- 学校等の教育活動に対する福祉施設の開放等、事業所等が協力可能な教育活動への支援
ただし、支援活動に関する具体的な内容、教材費等の必要経費、事故等による責任の所在等は支援活動の依頼者である学校等と団員間の二者で取り決める。

(3) 制度活用の流れ



(4) 活用状況

平成 25 年度に、やまぐち教育応援団を職場見学や講師招へいなど何らかの形で活用した学校の割合は、85.9%である。

その内容別の内訳は以下のとおりである。

- 登録事業所を職場見学や就業体験の場として活用 73.8%
- 登録事業所や地域人材等を講師や指導者として招へい 52.9%
- 登録している地域人材等を実技や部活等の補助的な指導者として活用 12.3%
- その他の活用（例：ウェブサイトを授業で活用 など） 13.0%

学校種	登録事業所を職場見学や就業体験の場として活用	登録事業所や地域人材等を講師や指導者として招へい	地域人材等を実技や部活等の補助的な指導者として活用	その他の活用（例：ウェブサイトを授業で活用など）	活用した学校の割合
小学校	68.1%	56.2%	16.6%	16.6%	82.7%
中学校	84.6%	43.6%	7.1%	7.7%	87.2%
高等学校	71.9%	59.4%	6.3%	10.9%	95.3%
特別支援学校	92.3%	53.8%	0.0%	0.0%	100.0%
計	73.8%	52.9%	12.3%	13.0%	85.9%

(平成 25 年度 教育政策課調べ)

3 成果と課題

- ◇ 登録事業所への支援要請の増加による地域と密着した活動の促進
- ◇ 登録事業所数の増加による個々の希望に即した支援の拡大
- ◆ ウェブサイト等を活用した教育応援団の活用促進
- ◆ 活発に活動を行う事業所に対する評価、活動依頼の少ない事業所に対する対応

